



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。この文章は7月20日に書いていますが、ここ数日猛暑が続いています。皆様がこれをお読みになる頃にはどうなっているでしょうか。さて、7月20日はアポロ11号が月に着陸し、アームストロングとオルドリンの二人が月面を歩いた日にあたります。1969年のことですから今年は49年目、来年は50周年となり、何らかの催し物があるかとも思います。なお、アポロ計画は1972年まで続き、計5回有人月面着陸に成功しました。

その後は月への有人飛行は行われていません。有人火星探査も時々計画が発表されますが今のところ実行される様子はありませぬ（無人火星探査機キュリオシティからの鮮明な画像はインターネットで観ることができます）。しかし人工衛星の技術は飛躍的に発展しました。ひとつは偵察衛星、いわゆるスパイ衛星で、北朝鮮の核実験施設の写真などをご覧になった記憶があるかと思います。ちなみに領空は大気圏、高度100kmまでとされていますので200km前後を飛行する偵察衛星は北朝鮮といえども撃墜することはできないのです。

もっと身近なのはGPS衛星でしょう。当初軍事目的に開発されたGPSは今では日常生活に欠かせないものとなっています。自動車のカーナビやスマートフォンのマップ機能はGPSを前提としたものです。最近ではGPS腕時計というものもありますが、これにはGPSの位置情報を利用してランニング速度などを測定できるものと、時刻情報を利用して時刻補正をするものがあります。後者は従来の電波時計と同様の機能ですが、標準電波送信局のない国でもGPS電波を受信して時刻合わせができます（逆にいえば日本国内では時刻合わせが短時間でできる他はあまりメリットがないかもしれません）。



夏祭りのご案内

- 2階 8月26日（日）13:30～16:00
- 3階 9月9日（日）13:30～16:00
- 5階 8月19日（日）13:30～16:00

デイケア 8月23日（木）～ 8月25日（土）
13:30～14:30

※4階は7/22（日）に終了しました

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- 8月18日（土） ピアノとオカリナと歌で奏でる夏のメロディー♪
【パノフカの皆さん】
- 8月25日（土） 歌声くらぶコンサート
【歌声くらぶの皆さん】

栄養課より今月の一押しメニュー

8月の行事食は8/5（日）の昼食には「太巻き&いなり寿司、茶碗蒸し」を用意する予定です。その他、ズッキーニやナスを使った「夏野菜カレー」「枝豆ご飯」など季節の食材を取り入れた献立になっています。旬の食材は、味が良いだけでなく栄養も満点です。夏限定のおやつ「ソフトクリーム」今月も各フロアをまわります。暑さに負けないよう、食事をしっかり取り、元気にお過ごしください。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは・・・

相続放棄について

相続の話は、生きているうちは、考えたくないお話の一つではありません。

でも、誰にでも起こりうる問題ではあるし、事前に知識を持っていれば、そのときに悩まなくても良くなります。

相続は、財産があれば、それを分けるという厄介な仕事ではありますが、貰う方からしたら、有り難い話に違いありません。

ただ、財産が無いばかりか、借金を抱えたまま亡くなってしまった場合、その借金を相続人は、引き受けなければなりません。それを防ぐ方法が相続放棄（民法938条）です。亡くなってから3ヶ月以内に家庭裁判所に届け出（申述といいます）します。亡くなったことを知らなかった場合は、知ってから3ヶ月以内です。

この財産放棄で問題なのは、相続人が同居していて、経済状態を良く把握していれば、借金が財産より多いということは比較的分かり易いのですが、相続は、同居していない付き合いの無かった親族間でも生じます。そうすると、財産と借金のどちらが多いのかが分からず、悩んでいるうちに、3ヶ月があつという間に過ぎてしまうということになります。

それでも、借金は、残された郵便物の中に請求書があることで判明しますが、貯金は、戸籍謄本を取り寄せ、それを持って、金融機関で調べて貰う必要があります、この手間と時間が結構面倒なのです。当事務所にいらしたお客様で、どうせ貯金は無いだろうから、放棄の手続きをしてくれと仰ったのですが、とにかく銀行で調べて貰うよう説得したら、預金の多額の残高があり、結局放棄はしないことになった方がいます。その亡くなった方は、両親のお墓を買おうと思って、借金生活の中、一生懸命貯金をしていたというのです。なんだか涙が出そうな話です。そのまま放棄をしていたら、生まれ育った古い実家も手放すことになったことを思うと、諦めずにきちんと調べて本当に良かったと思います。面倒な手続きから逃げずに、もうひと頑張りすると良いことがあるかもしれません。

桜丘法律事務所 弁護士 神山昌子
(電話) 03-3780-0991

(WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2018年7月25日発行 vol.134 編集：山口・豊田・井上・新井

園芸活動

昨年引き続き3階テラスと屋上にて園芸活動として、利用者さんと一緒に野菜や花を育てています。

実際に水や土に触れ、楽しく収穫が出来たらと思い、取り組んでおります。



イネ



キュウリ



ダリア



フルーティピーマン



ブルーキャット



シロタエギク



百日草

この猛暑の中、たくましく頑張っています！